

# 男女共同参画基本計画に関する施策の方向性等について

法務省作成

## 施策名 (3) 性犯罪への対策の推進

### 1 今後の方向性、検討課題等

- (1) 検察当局においては、強制わいせつ罪、強姦罪等のいわゆる性犯罪と呼ばれる各種事犯に対し、被害者の心情等に配慮しつつ、事案の真相を解明する捜査を遂げた上、関係諸法令を適正に運用して、厳正な科刑の実現に努めているところである。

第161回国会に刑法等の一部を改正する法律案を提出しており、現在審議中である。

本法律案においては、以下のとおり、強姦罪等の法定刑を引き上げるとともに、2人以上の者が現場において共同して強姦の罪を犯した場合等について、一般の強姦等の加重処罰規定を新たに設けることとしている。

法定刑引上げ	
・強制わいせつ	6月以上7年以下の懲役 6月以上10年以下の懲役
・強姦	2年以上15年以下の懲役 3年以上20年以下の懲役
・強姦致死傷	無期又は3年以上15年以下の懲役 無期又は5年以上20年以下の懲役
新設	
・集団強姦等	4年以上20年以下の懲役
・集団強姦等致死傷	無期又は6年以上20年以下の懲役

- (2) 検察庁では、犯罪被害者への支援に携わる「被害者支援員」を全国の地方検察庁に配置し、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添いなど各種の手助けをするほか、被害者の方の状況に応じて精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するなどの支援活動をしており、今後も積極的な被害者支援に努めていくこととしている。

### 2 参考データ等

資料1 強制わいせつ・強姦・強姦致死傷の各罪に係る第一審科刑状

資料2 検察庁における罪名別通常受理人員の累年比較

## 強制わいせつ・強姦・強姦致死傷の各罪に係る第一審科刑状況

	年度 (平成)	憲 役 人 員	無 期	2 0 年 以 下	1 5 年 以 下	1 0 年 以 下	7 年 以 下	5 年 以 下	3 年		2 年 以 上		1 年 以 上		6 月 以 上		6 月 未 満	
									実 刑	執 行 猶 予	実 刑	執 行 猶 予	実 刑	執 行 猶 予	実 刑	執 行 猶 予	実 刑	執 行 猶 予
強制わいせつ	12	738	-	-	-	-	2	10	12	19	53	137	121	357	11	16	-	-
	13	781	-	-	-	-	3	20	10	24	63	163	128	345	14	11	-	-
	14	883	-	-	1	1	1	14	11	28	74	222	123	376	19	13	-	-
	15	849	-	-	-	1	6	25	19	34	78	239	112	321	7	7	-	-
強 姦	12	424	-	-	-	7	26	123	57	54	100	46	9	2	-	-	-	-
	13	423	-	-	5	11	24	111	40	69	108	46	5	4	-	-	-	-
	14	466	-	2	2	12	31	149	70	77	84	30	9	-	-	-	-	-
	15	491	-	3	7	30	49	146	50	89	84	28	5	-	-	-	-	-
強 姦 致 死 傷	12	264	-	1	7	13	34	91	36	43	32	4	3	-	-	-	-	-
	13	293	1	4	9	20	39	104	26	52	31	6	1	-	-	-	-	-
	14	235	1	1	9	18	28	91	28	37	16	6	-	-	-	-	-	-
	15	286	-	6	6	21	32	124	28	32	32	4	1	-	-	-	-	-

(注) 1 司法統計年報及び最高裁判所事務総局の資料による。

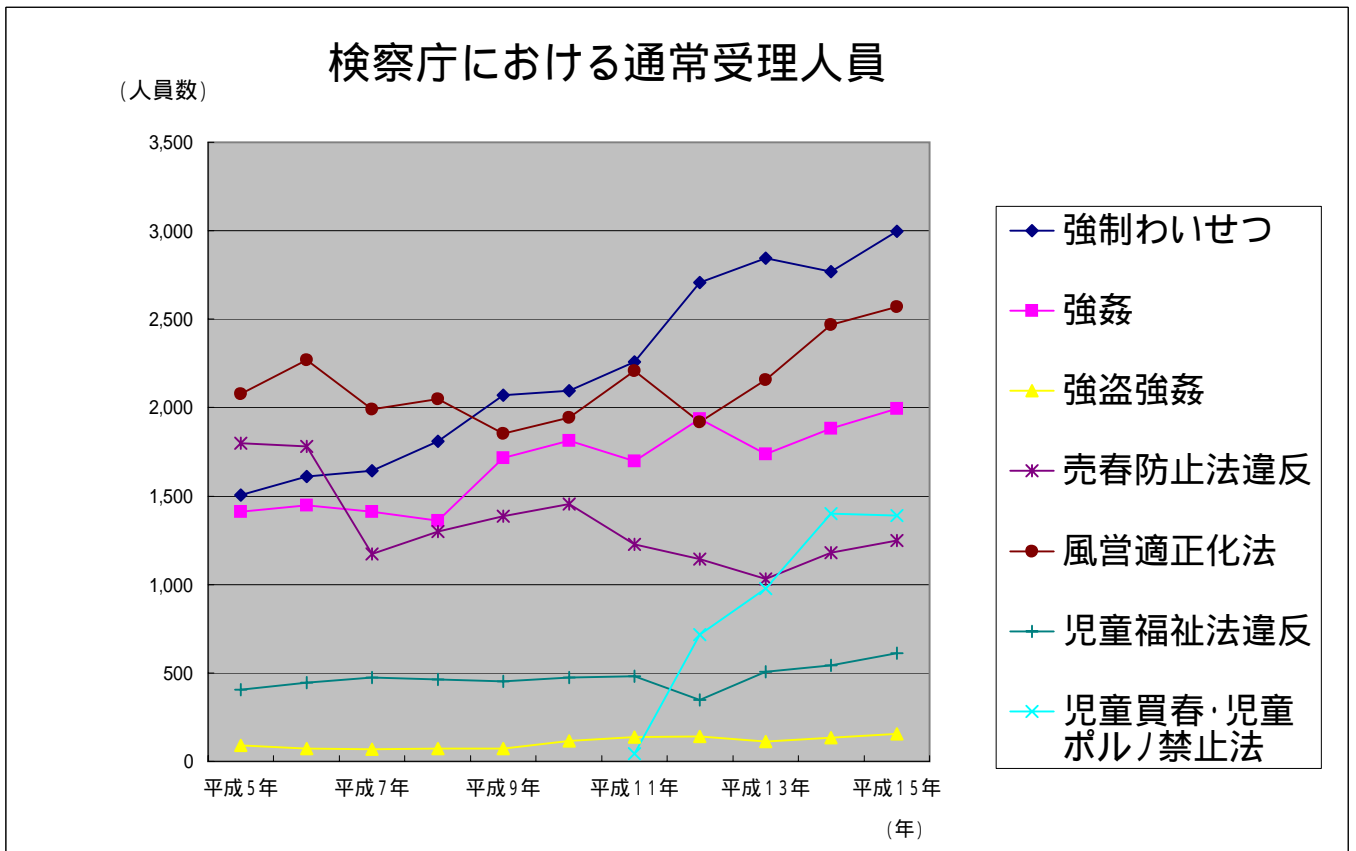
2 強制わいせつ，強姦の各罪については，未遂に係る人員を含む。

3 各刑期別区分に係る欄が灰色に塗りつぶされているのは，当該区分が当該罪名に係る処断刑の範囲外であることを意味する。

検察庁における罪名別通常受理人員の累年比較

(人員数)

	平成5年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年
強制わいせつ	1,506	1,610	1,644	1,811	2,071	2,096	2,259	2,707	2,845	2,769	2,996
強姦	1,412	1,446	1,412	1,361	1,716	1,812	1,699	1,936	1,738	1,883	1,996
強盗強姦	92	73	69	72	71	117	137	140	113	134	157
売春防止法違反	1,800	1,782	1,172	1,301	1,387	1,454	1,226	1,145	1,032	1,180	1,247
風営適正化法	2,076	2,271	1,991	2,048	1,854	1,942	2,209	1,918	2,157	2,469	2,570
児童福祉法違反	406	446	475	465	454	473	481	348	507	544	610
児童買春・児童ポルノ禁止法							45	717	976	1,401	1,391



(注) ・検察統計年報による。

・風営適正化法とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律をいう。

・児童買春・児童ポルノ禁止法とは、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律をいう。